

# 議会運営委員会報告書

令和4年7月7日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 尾川直行

令和4年7月7日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	調査結果	備 考
1 議会の会議規則、委員会に関する条例等についての調査研究 ① 備前市議会の個人情報保護に関する条例の制定について	継続調査	—
2 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 議員の新型コロナウイルス陽性判明について ② 議会報告会について ③ 行政視察について ④ 議会基本条例に関する議員の研修について ⑤ 全員協議会の開催について ⑥ 行事予定等 ⑦ 政務活動費の使途について ⑧ 全員協議会の位置付け及び常任委員会の役割の明確化について	継続調査	—



## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和4年7月7日（木）		午後1時30分	
開議・閉議	午後1時49分	開会　～	午後2時59分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	尾川直行	副委員長	奥道光人
	委員	中西裕康		土器　豊
		西上徳一		石原和人
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍	副議長	森本洋子
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	石村享平	議会事務局次長 兼庶務調査係長	大西建夫
	議事係長	青木弘行	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

## 午後1時49分 開会

○尾川委員長 ただいまの御出席は6名です。定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開会いたします。

手元のレジュメによると1の議会の会議規則ですけど、まずコロナの関係を処理したいと思いますので、事務局から説明してください。

○石村議会事務局長 お手元に配付しております資料を御覧いただきたいと思います。

備前市議会議員の新型コロナウイルス陽性判明について御報告を1件させていただきます。

7月6日水曜日、市議会議員1名が新型コロナウイルスの抗原定量検査の結果陽性と判明しました。これは議会の新型コロナウイルス感染症対策に基づいて、感染者本人から議会事務局を通じて議長に報告を行ったということでございます。昨日のことでありますが、本日付で資料のとおり備前市議会のルールにのっとり報道発表をさせていただきたいと考えております。

この件については一切事務局から外には出ておりません。議会の決定に基づいて氏名、性別の公表は控えております。それから、お問合せにはお答えをいたしません。

議会運営委員会での報告を終えましたら直ちに市政記者会、市役所の関係部署、保健部門と危機管理部門、それからその他の議員にもメールでお知らせをさせていただきたいと思っております。

○尾川委員長 これに関して、今事務局は氏名、性別は控えるということですけど、何かこの関係で確認したいこととかがありましたらお願いします。

○中西委員 議会としての対応というところで4点、これは私も適切なところだと思う。気になるのは、6月30日は本会議の最終日でしたよね。「退庁後に議員控室等の消毒を実施」の中には恐らく議場も含まれていると思います。また、委員会室も使われていると思うが、議員控室の前に本会議場というのが前にあったほうがいいのかという感じはします。

○尾川委員長 ほかに何か御意見はないですか。

○石村議会事務局長 先ほど、中西委員の御指摘のとおり、議会施設の消毒を実施とさせていただきたいと思います。

○尾川委員長 いいですか。

○西上委員 それがいいと思います。

○尾川委員長 ほかに御意見ありませんか。

○中西委員 退庁後に議員控室等の消毒を実施、これ退庁後は確かに間違いないですけど、分かったのが7月6日の検査ですよ。だから、この陽性が判明した後に消毒をしたと。退庁後でしたら30日に消毒したという意味合いになってしまうので、そのところをうまく文章をつくられたらどうかと。

○石村議会事務局長 これは30日に消毒をしたという意味でございます。

○中西委員 一般的な議会の感染対策としてそういうことをやったという意味ですよ。もう既

にやったと。分かりました。

○尾川委員長 これよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、これでコロナウイルス陽性判明についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 2 時 0 2 分 再開

○尾川委員長 再開いたします。

1 の議会の会議規則、委員会に関する条例等についての調査研究ということで、①備前市議会の個人情報保護に関する条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

○大西議会事務局次長 備前市議会の個人情報保護に関する条例の制定について、まず資料でお出ししている 5 月 5 日の全国市議会旬報を御覧ください。

下段に、議会の個人情報保護への対応ということで旬報の中でお知らせいただいておりますが、国のほうで昨年 5 月に個人情報保護に関する法律などの改正が行われております。この改正では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、それから独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律が一本化されております。これに伴い、議会でも対応していかないといけなくなってきているところがあるというお知らせです。

主立ったものとしては、改正された個人情報保護法の規定では、地方公共団体の執行機関に対しては適用されますが、地方議会は共通ルールの適用対象から除かれている状態になっております。それで、議会としての対応をどうしていくのかを考えていかないといけないというお知らせです。少し詳しく説明させていただきますので、もう一つの資料で、令和 4 年 4 月全国市議会議長会で使われた資料を使って御説明させていただきます。

まず、1 ページ、2 ページ目は今回の個人情報保護制度の見直しの全体像、概要でございます。

一番上の①番、先ほど説明した個人情報関連の 3 本の法律を一本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後に全国的な共通ルールを設定して、所管を個人情報保護委員会に一元化するということです。

どういったことかというのは下の図、現行と見直し後を見ていただきますと、今それぞれの法律によって個々にやっていたわけですが、見直し後には一つの委員会の下、一つの法律の下で共通のルールに基づいて個人情報の取扱いを統一しますという内容のものでございます。

2 枚目の改正の概要では、結局何でそんなことが起こっていたのかといいますと、個人情報保護法というのはそれぞれの機関に対してあったわけですが、実際細かい規定は個人情報保護条例の中でそれぞれの自治体が個人情報はこういうものだという規定を定めていたわけですが、それ

ぞれ水準というか、規定の中で設定が少し異なってきて、1,700を超える独立行政法人も含めるとそれぞれがそれぞれで個人情報を守るものはこんなもんだよということを定めているわけですが、若干の違いがあります。いわゆる2,000個問題と言われる個人情報の問題です。こちらのこういったところを解消していくというのが今回の法律の改正の趣旨だとお聞きしております。適用対象であるとか定義の一元化、一番下の自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求、こういったところをもう統一しましょうというのが法律の改正の趣旨です。

1枚めくってください。

ここからがこの改正された個人情報保護法と議会の適用関係ですが、新しい個人情報保護法第2条では、いろいろ定義がありますが、地方公共団体の機関にはこの法律を適用しますというのがあるが、議会を除くということで定められております。

その下の矢印、つまり地方公共団体の議会については国会や裁判所が法による個人情報の取扱に係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外をされていると。ただし、次の規定においては地方公共団体に議会が含まれているものもございます。地方公共団体の責務としてとか、個人情報の保護というところが第5条とか第12条にあります。それ以外の利用とか提供の制限というのは議会も地方公共団体として含まれております。

説明が分かりづらいので、簡単に言いますと、個人情報を保護していきましょうという基本的な責務は法の共通ルールからありますが、逆に一部議会は除いていますので、議会でこれをやるのであればそれぞれで適用を定めてくださいというような適用状況に議会は置かれております。

4ページ目、議会に関する個人情報保護ということで、現行はどうなっているのかということになると、現行では備前市の場合は①番です。当該地方公共団体の個人情報保護条例において実施機関として規定、つまり議会も執行部側と同じように地方公共団体の定めている個人情報保護条例において同じ運用、適用を受けるような形で現行はなっております。これが、新しい個人情報保護制度が施行されると、ほとんどの団体で個人情報保護に関する条例の対象から外されますので、自分たちで自立的な措置を講じることが望まれるというふうに最終報告にはございます。今後議会としてまずは条例を制定するかしないか、制定する場合にはこういったところで、例えばどこが担当になってこの条例制定を進めていくか、場合によっては個人情報保護法には罰則規定がございまして、この罰則規定を条例の中を持ってくるかどうか、持っているのであればそれに応じた手続が必要になってきます。

少し飛ばして、一番後ろの7ページを御覧ください。

これは4月の時点を出ていた資料ですので、4月からの順序になっておりますが、令和5年4月に法が施行されますので、条例を制定する、整備しない、するのであればその前の令和5年中で言えば2月定例会に上程して定めないと施行には間に合わない、もしくは県とか政令市であれば場合によっては12月で上程を予定されている団体もあるやに情報としてお聞きしております。

す。

今からこういったところを詰めて、どういうふうにしていくかの御協議を進めていただくわけですが、先ほど言いました条例で罰則を設ける場合、その罰則について検察庁と協議をしないといけないということが作業上必要になってきます。2か月程度と括弧書きの中にありますが、全国市議会議長会の事務局にお聞きすると、今現在2か月ではなくて3か月はかかってしまうという情報をいただいております。ということは、検察庁協議までいく作業でやるのであれば11月の初旬から中旬ぐらいまでには条例案をまとめていく必要があります。後ろからタイムスケジュールの説明をさせていただきました。

こういった形で作業をしていくということをお今日は説明だけということに共有をしておいていただけたらと思います。今後まずは新しい個人情報保護法に沿った条例を制定する、しない、それから制定する場合はどこでこういった形で作業を進めていくか、それから罰則を設けるか、設けないか、こういったところの3点を中心に御協議、決定をしていただく必要がありますということをおまずもって御連絡させていただきます。

**○尾川委員長** 急な話ですが、何か全体的に疑問等があれば事務局へ尋ねてもらったら。

**○中西委員** 全体の流れはよく分かりました。

その上で、こういうものは大体総論としてはよっしゃとなるわけですが、各論のところできくと、私も行政機関に対して情報公開を求めたりすることはあるわけですけど、ほとんど開示がされないというところがあって、お伺いしておきたいのは3つです。

一つは、6ページに議会側の保有する個人情報の開示、その下の基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定、これは具体的にはどういうものが示されるのか、こういうものは何があるのか気になりますので教えていただきたい。

2点目は、最後の今後のスケジュールの案ですが、罰則規定を設ける場合検察庁協議が2か月程度必要と。岡山県で言えば備前市だけがつくるのであれば2か月か3か月で済むかもしれませんが、県内の自治体が全部と、全国の自治体が全部これをやるとこれは1年たっても2年たっても私はできないと。検察庁自身のそのようなキャパシティーはないという感じがするわけですが、そこはどうでしょうか。

**○大西議会事務局次長** 1つ目の議会事務局が保有する個人情報の想定、こういったものがあるのかということ、あくまで事務局が持っているデータリスト化されたものなので、例えば議員個人で情報を議会事務局に御提出いただいて一覧のデータにまとめているもの、それから場合によると年金の手続とか、そういった情報もいただいております。

それから、陳情・請願に訪れられた方のお名前、御住所、個人情報に該当する項目、これはこういった方々が来られていますということ、うちに記録が残っている、管理しているようなものになりますので、そういったものが対象になってくるかなど。あくまで事務局、議会として持っているものが対象になります。括弧書きにあるように、各議員が何らかの活動の中で取得された

個人情報というのはこの適用外です。もう個々人でお願いいたしますというような、あくまで事務局として管理しているものが対象になります。

イメージとすると5ページのところの説明を補足させていただきますが、先ほど情報公開の話が出ましたが、今回は個人情報保護制度の改正です。情報公開制度は情報公開としてどなたでも開示請求をして、個人情報の部分は原則非開示で出せると。個人情報保護制度はあくまで個人情報の開示請求で、御本人とか法定代理人でないと開示請求できないと。議会が保有するいろんな情報があるわけですが、あくまで今回は個人の情報に関する部分というところが対象になってきます。ですから、本人、代理人以外に関する情報のところの開示には当然今までどおりと同じように応じられないという形になります。

それから、2点目の検察庁協議ですけれども、この辺確かに委員御質問のとおりかなり検察庁も事務量が出てくると思います。ここは全国市議会議長会の事務局を通じて今こういう形で一斉に出てくるかどうかというあたりも含めてどういった対応をすればいいかというのはお尋ね、御相談をいただいていると聞いております。まだその結果は事務局ないし私どもには届いていない状況です。あと県内の自治体の情報も今後夏に各市の事務局でお会いすることがありますので、そのときに情報収集できればいいかなという状況でございます。

**○中西委員** 3番目を思い出しまして、国や国会や裁判所はこれから除外されているということでしたけど、そこはどうなるのでしょうか。また別個に新たな法律をつくるのでしょうか。

**○大西議会事務局次長** そちらは全国の説明会のときに若干触れられていたところもあります。私ははっきりと覚えておりませんが、法律上になじまないというか、適合しない部分があって除外されていると聞いております。

そこをどうするか、裁判所として個人情報の扱いの取扱いをどう定めるか、国会としてどう扱うかは情報が入っておりませんので、今の時点ではお答えしようがないという御回答でお願いいたします。

**○尾川委員長** ほかには何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、また情報を入れてもらって、どの程度理解するのか、これもう4月から動いていますが、今日はこのくらいにして、また、個人的に質問等あれば大西次長へ聞いてみてください。

2の議長の諮問に関する事項についての調査研究ということで、まず議会報告会について事務局から説明をお願いします。

**○大西議会事務局次長** 前回の議会運営委員会で7月15日の議会だよりの締切りまでに場所と日にちは最低限決めていただきたいということで資料の準備を進めさせていただきました。

こちら4年度1回目の報告会の開催概要（案）としております。昨年度5月に開催を予定していた、中止された議会報告会の開催概要を基に御用意をさせていただいたものになります。開催日は前回8月の、準備も含め下旬ぐらいがいいという御意見が出ていたかと思っておりますので、日に



ちを25日、26日あたりではどうかという事で候補日としては上げております。

それから、時間帯、お昼の時間帯にするのか、夜、あまり遅くなっても危ないので、夕方6時からの時間帯にするのかというあたりです。

それから、会場については前回案では議場を一度使ってしっかりやってみようということで御計画されていたようですので、こちらはそのまま残っております。

議場が会場になると、6番のその他のところで、これは申込み制を採用して議会報告会をやってみようというようなところだったようです。申込み順に発言希望者を優先して議員席へ、それ以降は傍聴席等での対応、入り切らない方は委員会室等で対応していくという形で設定を考えられていたようです。

まず、お話し合いの参考に前回企画をされていた開催概要(案)を御提出させていただきますので、御決定のほどをお願いいたします。

**○尾川委員長** 今、事務局から説明がありましたが、一応こういう形で決めたのがあるということで、それについて御検討いただくか、それよりまた発想を変えて新しい方法で議会報告会を実施するかということについて。前こういう形で議場でやろうということが残っていたものですから、それを再提案というか、見ていただいて一つのたたき台として今後どうしていくかということを御検討いただけたらと思います。

また、これを無視してというか、白紙にしても構いませんし、これを一つのたたき台として取りあえずこういうことでコロナ対策をしながら実施するという事だったと記憶しているので、そこら辺も考えながら議会報告会の実施について御検討願いたいと思います。

**○中西委員** 前回の議運では、議員を半分に分けたらとか、10か所ぐらいにしたらどうかとか、いろいろ御意見は出ていたわけですが、今からその段取りをするとなるとなかなか大変だと。来年度はそういうことも含めて検討をしながらも、これを一つのひな形にしてやってみたらどうか。前回、感染対策ということでこの案をつくってやって、一応何とか無事終えることができたわけですから、今回のところは準備の期間も含めてこういう案でどうかと私は思います。

ただ、私の意見として2時間は長いと。開会挨拶10分は5分ぐらいで、市政に関する意見交換が60分ぐらいでもいいという感じはします。

**○尾川委員長** ほかに御意見、ぜひお願いします。何とかまとめたいと。

**○石原委員** 前回、こういう案で進めていて、コロナの状況を鑑みて中止ということで。今回こういう形でされたらいいと思いますし、それからさっき言われた時間的にも中西委員が言われた1時間30分程度を目安にはどうか。それから、8月25、26日あたりで結構かと思いますが、時間的には平日でもありますし、例えば、16時から17時30分というような夕刻のほうがいいのかなと思います。それから議場を会場とするのであれば執行部席に恐らく議員が並ぶというイメージですので、こういう仕切りもあり、マスクもしてであれば全員執行部席には

収まるというイメージでもおります。今回コロナに関して言っても、広々としていますし、思えば一番好ましい開催場所かも知れません。

○西上委員 私もうこのことが予定されておったならば、もうこれでいかれたらよいと思いますが、同僚議員からコロナが出たということも鑑みて、時間的にはもう全体で1時間ぐらいで終わらせるのがよいのかなと思います。

○土器委員 私はこれでいいと思います。今の1時間半ぐらいですね。

○尾川委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そうしますと、時間は90分ぐらいで、場所は議場で、日にちについては25あるいは26日ですけど、どちらにしますかね。

○土器委員 25、26日はないです。それだけお答えしときます。

○西上委員 27日の土曜日でもいいと思います。いかがですか、土器委員。

○土器委員 それは構いません。

○尾川委員長 土器委員に合わせますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局どんなですか、27日土曜日。

○守井議長 27日の土曜日ということであとは時間を決めていただいたら。もう土曜日でしたら午後するか、夕方するか。

○中西委員 私も土器委員の御都合がよくて土曜日でよければ。土曜日でお昼の時間、13時30分とか15時の時間で一回やってみても一つの方法と思います。

○西上委員 私も賛成。

○尾川委員長 よろしいですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、8月27日土曜日13時30分から15時までということ。

○大西議会事務局次長 今までは予約制ではありませんでしたが、これ事前申込み制を企画されているようですが、そういった形での開催方法でよろしいでしょうか。

○尾川委員長 事前申込みということでさせてもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木議事係長 3番の役割分担についてですが、議会運営委員会から司会進行1名、あと総務産業、厚生文教から選んでいただくようになります。そちらは各委員会にお任せしてよろしいでしょうか。

それともう一点、コロナ禍の状況で、もしかしたら中止になるかもしれないということもございますことを御了解いただければと思います。

○尾川委員長 コロナの状況が8月また大変かなあと思ったりするので、その辺の状況を見なが

ら判断していくということ。

役割分担については各委員長に任せて、こういう定数で準備してもらおうということでいってもらったと思います。

取りあえず議会報告会は実施するというので、先ほど話がありましたように8月27日の土曜日13時30分から議場で実施するというので進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2番目の行政視察について、事務局から説明してください、状況を。

**○大西議会事務局次長** 前回の議運で執行部の意思の確認ということでしたので、行いましたところ、執行部では受入れは可能ですという返事を総務部長からいただいております。このことを受けての行政視察の受入れ、訪問について御協議の参考にしていただけたらと思います。

**○尾川委員長** 何かそれに関して事務局に質問があったらしてもらったと思います。

各委員会も段取りというか、準備だけどういう状況になるかは分かりませんが、準備はしとかなないとできないと思いますし、風当たりが強くなるかも分かりませんが、それはある程度覚悟しないといけないと思います。

備前市とすれば受入れしてもらえということですね。

何かほかにも行政視察で御質問等は。

**○中西委員** テーマとして私が希望するのは、一つは議会基本条例のその後の検証をどのようにされているのか一つ関心のあるところです。

もう一つは、議会報告会の在り方について、議会報告会も含めた市民の皆さんの意見をどう伺って議会と意思疎通を深めていくのかと、この点についてやっているところの話を聞きたい。この2つが希望です。

**○尾川委員長** ほかに御意見ありませんか。

今、議会運営委員会の視察について、具体的テーマについてですね。

**○守井議長** ここの行政視察については、受入れをするかしないかということを決めていただけたらという話で、受け入れられるということの了解が取れば行政視察へ出向くということは発信できるということで、この中で今皆さんの御了解をいただきたいのは行政視察の受入れを議運としてやってもいいのではないかとということを知りたいかどうかということなんです。

もう一つは、事務局として情報として受け入れますよというものを発信しておくという、その2点だったと思います。一応受入れ、執行部として大丈夫だということであれば受入れは可能だということを皆さんで認識していただければいいというふうに思います。それだけ確認していただけたら。

それから、議運の行政視察の内容については、また委員長を中心に検討していただけたらと思います。

**○尾川委員長** 第1には事務局で対応すると思うが、特に疑問な点とか。

○守井議長 今さっき土器委員からもあったので、同胞の中で陽性者が出たというところで、今すぐその情報を発信するのはどうかなという感じがありますが、一応議運としてはもう受入れはオーケーですということだけ確認していただければなあと。発信するかしないかというのはまた別の問題として、今すぐには発信しないほうがいいと思っています。ただ、議運として受入れはしますよと、了解しましたということの確認をしていただけたらいいと思います。

○尾川委員長 事務局は何か意見、よろしいですか。

そしたら、方向とすれば要するに行政視察の受入れは市の執行部も受けていただけるということですから、こちらとしてもある程度動きをしていってもいいのかなあという感じで、いつになるか分かりませんが、状況も見ながら判断していくと、準備だけしていく必要はあるような気がします。

常任委員会は議運からどうこういう問題じゃないのかな。

○石村議会事務局長 こちらから行政視察に何うとすれば、まず解除が先ということですので、解除がされるということになりましたら、あとは様子を見ながらそれぞれの委員会で御協議いただくことだと思っております。

○尾川委員長 現段階では解除というか、行政視察の動きを始めてくださいという内容でいのかな。

○守井議長 受入れをすることであれば準備をしてくださいという意味になると思います。

○尾川委員長 そういことです。

次に行きます。

③議会基本条例に関する議員の研修について。

○青木議事係長 こちらは前回の委員会でもお伝えしたように、この研修については速やかに行わなければいけないということになっておりますので、遅くとも次期定例会までには開催したいと事務局では考えております。しかし、この研修に関する予算は取っておりませんので、事務局による研修とさせていただく予定としております。日程等についてはまた調整させていただき、後刻議員の皆様にお知らせしたいと考えております。

○尾川委員長 何か御質問等ございましたら、議会基本条例に関する議員の研修について。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

④全員協議会の開催について事務局からお願いします。

○石村議会事務局長 全員協議会の開催についてでございますが、執行部から市の事業について説明をしたいと。ついては全員協議会で御説明させていただきたいという申入れがございました。案件につきましては、学校給食共同調理場について、それから備前焼ミュージアムについてということで、これはいずれもこれまで補正予算に計上されてきた事業でございますが、説明が足りなかったというところもあり、ぜひ一度説明する機会を設けていただきたいということで申

入れをいただいております。学校給食については厚生文教委員会、備前焼ミュージアムについては総務産業委員会の所管になるわけですが、どちらかの委員だけにということではなく、全議員に共通の認識をいただきたいということで申入れをいただいております。事業についての説明をさせていただきたいという申入れですので、特にお断りする理由はないのかなということでお受けする方向で今進めておりますので、御報告をさせていただきます。

日時につきましては、7月15日の金曜日の9時30分からお願いしますということでお受けし、議場を使ってさせていただきたいと思っております。

○尾川委員長 何か全員協議会の開催について御質問等御意見ありましたらお願いします。

○中西委員 これはしゃべるだけの説明会ですか。ペーパーなりは出てくるのでしょうか。

○石村議会事務局長 必要があれば資料も出てくると思いますが、そこまでの話はまだお伺いしておりませんので、今の時点で資料が出るとか出ないとかというのはお答えができません。

○中西委員 今までの議会で話をしてきた以上のお話が聞けるということですね。

○石村議会事務局長 2月定例会で提案されて、それから次は6月定例会だったわけですが、市議会の一般選挙等もあって途中で委員会等も開かれなかったというところもありまして、足りなかった説明もさせていただきたいというお話ですので、そういうことであろうと考えております。

○尾川委員長 何かあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことで、7月15日金曜日ですね、全員協議会。

それから、あとは⑤行事予定について、事務局から説明してください。

○青木議事係長 本日までに分かっております行事予定でございます。今月については11日月曜日、議会だより編集委員会、12日火曜日に厚生文教委員会、そして先ほど決まりました15日に全員協議会、25日月曜日に新議員行財政研修会、翌月8月18日に岡山市議会議員研修会、こちら以前真庭市でとお伝えしたものでございますが、本日確認したところ、オンラインによる研修ということで時間が10時から1時間半程度、昨年度も委員会室で研修されたと思いますが、そういった形になると思います。

そして、一覧には記載ございませんが、25日の木曜日に次期定例会の日程を決めていただく議会運営委員会、そして27日、これも先ほど決まりました議会報告会が開催され、31日に備前市議会第3回定例会が予定となっております。

○尾川委員長 行事予定等で何か補足はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

⑥のその他で何かございましたらお願いします。

○中西委員 前期の議運でコロナ感染対策も含めた新しい状況の中での政務活動費の使い方について、例えば市民アンケートを議員が取る、あるいはなかなか話ができないので、市民向けのチ

ランを発行する等を含めた新たな政務活動費の使い方についての検討を議会運営委員会でぜひ提起を、議題として入れていただけたらと思います。

○尾川委員長 政務活動費の全体的な使い方についての検討を。一応事務局もいろんな資料が、最近の動きも調べてもらい出してもらえればと思います。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長替わろうかな。

〔委員長交代〕

1点目がその他で議員研修会、今青木議事係長が基本条例に関する議員の研修について話をされたが、私は予算を20万円か40万円か取っていたと思う。その研修もすぐには間に合わないとしても、何らか準備しないと、コロナ禍だから今オンラインでやるのかというのはそれはそれとして、その研修を考えないといけないと思うので、そのことが気になる。

○青木議事係長 すいません、私が予算はないと申し上げたのは、今回の議会基本条例だけに関することでこれは一般選挙後速やかに議員に条例についての御説明をするということになっておりましたので、そちらの予算はないと。議員研修会については予算を取っておりますので、早速準備のほうはさせていただきたいと思います。

○尾川委員長 その研修会もぜひ実施するように企画、事務局も考えてもらいたいということと、もう一点今日全協の話が出たわけですが、私は誰が来て説明するのかということも明確に。何かなしに誰が来るのかと、誰とは言わないが、推察するわけですけど。全協がどういう位置づけになっているのかということと、常任委員会の役割を明確にしていくということも必要と思う。全協はたしか公開していないと、原則的には議事録はないという非公式な会議で、よその議会でも全協はきちんとした議事録、やってないところもあると思うが、私の見るところは全協も議事録を書いて情報公開していると。今後の問題として私も前にその議論があったときに情報公開は、そこまでオープンにしないと、クローズだということで当分の間クローズということでやってきたわけですが、こういう大事な議案の説明をするときにクローズにするというのは市民としたら非常に気になると思うので、その辺を問題提起として、今回の全協がどうこういうわけにいかないと思うが、問題提起として考えていく必要があるという感じがあって、同じ指摘ですけど、どういう説明があるのか。それと、常任委員会がどういう調査をするのかということぜひさせてもらいたいと思う。

〔委員長交代〕

ほかには何かその他でありませんか。

○石原委員 さっき委員長が交代されて言われた15日ですか、少しでも理解を深めて議員にいただきたい旨の全員協議会の開催が決まりました。さっき言われたようにより詳しい説明であるならば全員協議会で全員が寄る形の言わば説明会のような形になるのかなあ。それは別に公にと

どうか、公開されても、そういう類いの会議ではないわけですか。

**○石村議会事務局長** 全員協議会は基本的には公開はしておりません。全員協議会はもう任意の会議ですので、委員会条例にのっとった会議ではないということです。先ほどその記録はないとおっしゃりましたが、一応記録はつくっています。つくっていますが、会議の公開、それから記録の公開はしておりません。

今回の全員協議会はこういった議題になりますが、例えば公開の必要がない議員の内部の話であるとかをする場合もありますので、この会議は公開してこの会議は公開しないというよりも、もう全員協議会は基本的には公開しないという形で今まではやってきております。

**○石原委員** 今、先ほど決まったわけですけど、これはお題目を変えればいいのではないですか。全員協議会ではなく、執行部からの議案説明会のようなスタイルで、別に報道機関等に公開されてもいいものではないかなとは思いますが。

全員協議会であるならば言われたように非公開でされるわけでしょうが、そういう狙いで、目的の会議での説明であるならば別段公開されても、されるべき類いの会議ではないかと。全員協議会ではなくて何か臨時特別説明会ではないけど、そんなんでもいいのではないかなと。別段無理に閉め切られてされない形というのは無理ですか。より開かれて公開するべき類いの事柄じゃないかなあと思いますけど。

**○中西委員** 公開すべきことであれば本来ならば委員会で発表なり話がされるべきことですが、できないことを言いたいというふうに執行部が言われて全協を開きたいというわけだから、それは開かれたら私はいいとは思いますが、これまでと同じ一言一句変わらないような話とかというのはもうやめてほしいと。それから、きちっとした数字とか、あるいは図面にしてもペーパーで出してほしいと。もうそれだけです。

秘密会とは違って一般にはオープンにしないと。しかし、ペーパーで出したらそれはオープンにできるわけですから、私はそうしてほしいと思います。ぜひ前回以上のお話を聞かせていただきたいと思っています。

**○尾川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議会運営委員会を終わります。

御協力ありがとうございました。

午後2時59分 閉会